



事前登録
(毎年度)

医療機関での
受診

申し込み
(電話予約)

利用当日

お迎え
会計

事前に利用登録が必要です。(予めの登録を推奨します)

- ①病児・病後児保育利用登録申請書 …… 豊川市保育課に提出
 - ②病児・病後児利用登録票 …… 豊川市保育課に提出
 - ③病児・病後児保育利用承諾通知書 …… 申請者に交付
- ※登録関連用紙は、豊川市保育課にあります ①～⑤

病後児保育利用には、医療機関の受診が必要です。

- ④「病児・病後児保育利用申し込み兼連絡票」を持参し、医療機関を受診して下さい。(かかりつけ医師、または協力医師のささき小児科で)
- 病後児保育の受け入れめやすに基づく、医師の診断が必要となります。(利用日3日以内に、医師に連絡票④を記載してもらう)

利用日の前日までに予約をして下さい。

- 診察後、病後児保育利用可能なら、『ははのて』へ予約して下さい。(児童の名前、年齢、保護者名、予約日、連絡先、病名、症状を伝えてください。)
- 『ははのて』が開所してる曜日、時間内に限ります。
※土曜午後、休所日に注意してください。
- 定員や病状によっては予約できない場合もあります。
- 空きがあれば、当日予約可能です。
- 予約取り消しは、当日午前9:30までに連絡して下さい。

必要書類、持ち物をご用意ください。

- ④「病児・病後児保育利用申し込み兼連絡票」を『ははのて』へ提出して下さい。
- 薬の服用が必要なら「薬の説明書」か、お薬手帳をお持ちください。
- 職員がお子様の様子、経過等をお聞きます。
- 持ち物の確認をします。

利用料のお支払いは、お迎えの際にお願いします。

- 開所時間内に、必ずお迎えにお越しください。
- 利用料は、おつりのないように、ご準備ください。

【ご利用にあたっての注意事項】

- 病後児保育は治療行為ではありません。(病気、怪我の「回復期」である児童を、一時的に保育する事業です。)
- お預かりしている間に、お子様の病状が急変した際は、保護者の方に連絡させていただき、お迎えをお願いする場合があります。
- 同じ症状で、複数日予約された場合でも(連続する7日以内) お子様の病状が変化し、治療が必要になる場合などは、ご利用を取り消すことがあります。
- 病後児保育利用を今後中止にする場合(豊川市外への転居など)⑤病児・病後児保育利用中止届を豊川市保育課へ提出してください。